

第4章 各種施策の推進

この章では、「すべての子ども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」の実現に向け、今後5年間に取り組むべき施策について、子ども・若者のライフステージを通じた施策、ライフステージ別の施策、子育て当事者等への施策の3つに分け、全体で9つの施策の柱、29の施策の方向性で整理している。

1 施策の内容

【施策体系図】

(ライフステージを通じた施策)	
施策の柱1	子ども達の権利擁護・意見の反映 (1) 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
施策の柱2	未来を切り拓く子ども達への支援 (1) 遊びや体験活動の推進 (2) 子どもまんなかまちづくり (3) 子ども・若者が活躍できる機会づくり (4) 子ども・若者の健やかな育ちの実現
施策の柱3	困難な環境にある子ども達への支援 (1) こどもの貧困対策 (2) 障がい児・医療的ケア児への支援 (3) 児童虐待防止対策の更なる強化 (4) 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援 (5) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援 (6) 子ども・若者の自殺対策 (7) 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組
(ライフステージ別の施策)	
施策の柱4	安心して子どもを生き育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで) (1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供
施策の柱5	宮崎の未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期) (1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (4) いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援
施策の柱6	若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期) (1) 新規学卒者・若者への就職支援 (2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり (3) 出逢い・結婚支援の充実・強化
(子育て当事者等への施策)	
施策の柱7	子育て支援の充実 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 子育て支援情報の発信、子ども政策DXの推進
施策の柱8	共働き・共育での支援 (1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育で」の支援 (2) 多様な働き方と子育ての両立支援
施策の柱9	子どもと子育てにやさしい社会づくり (1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成 (2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

(ライフステージを通じた施策)

施策の柱 1	子ども達の権利擁護・意見の反映
--------	-----------------

【施策の方向性】

(1) 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるよう、県民への人権教育に取り組みます。加えて、子ども・若者の意見を聴き、子ども達の視点に立った施策を展開していきます。

【施策の具体的内容】

①	子ども・若者の権利に関する普及啓発
②	子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

① 子ども・若者の権利に関する普及啓発

- 県民一人ひとりに子ども・若者の人権を尊重する心や態度が養われるよう、「児童の権利に関する条約*」や「子ども基本法」の普及啓発を行うほか、人権に関する講座を開催するなど、家庭、地域社会などあらゆる場を通じた人権教育を行います。
- 学校教育において、「人権に関する作品」募集や人権啓発映画の上映等により、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、子どもの権利を含む人権教育を行います。

② 子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

- 子ども・若者の意見を幅広く聴取するため、アンケート調査等により、子ども達やその保護者などの意見を幅広く聴取します。また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に生かします。
- 子ども・若者の社会参画を促すため、意見聴取の意義を広く周知するほか、意見について、ホームページ等を活用し、分かりやすくフィードバックします。

* 児童の権利に関する条約:国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍(ふえん)し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。

【施策の方向性】

(1) 遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、子ども達の健やかな成長の原点であり、多くの子どもや大人、様々な自然や場所など身の周りのモノやコトとの出会いや関わりを通じて、自分の世界を拓き、成長していくことにつながります。このため、自然体験や社会体験、文化芸術体験、読書活動など「遊びと体験」の機会の充実に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	自然体験・社会体験の充実
②	木育の推進
③	食育の推進
④	文化芸術体験機会の提供・充実
⑤	「読書県みやざき」づくりの推進

- ① 自然体験・社会体験の充実
 - 児童生徒の発達段階に即して、青少年自然の家の活用及び地域や学校、青少年育成団体と連携・協力した自然体験活動・社会体験活動の充実に努めます。
- ② 木育の推進
 - 木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進するため、民間団体等が行う子どもや子育て家庭を対象とした木育教室の開催などを支援します。
- ③ 食育の推進
 - 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるため、家庭・地域等との連携を図り、「みやざき弁当の日*」等の取組を推進します。
 - 食育ティーチャー等による料理教室及び食の専門家であるシェフや農林産物生産者による味覚の大切さを学ぶ小学生向け「味覚の授業」*により、学校や地域等と連携した食育の取組を推進します。
- ④ 文化芸術体験機会の提供・充実
 - 子ども達の豊かな感性や創造性を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、質の高い公演に触れる機会の提供やふるさとへの関心を高める取組など、子ども達の文化に触れる機会や創作・発表機会の充実に努めます。
- ⑤ 「読書県みやざき」づくりの推進
 - 子どもが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館、電子書籍等を活用した学習活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動を推進します。

* みやざき弁当の日：児童生徒の食への関心・意欲・食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

【施策の方向性】

(2) こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て世帯の方が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、こどもや保護者が安心して利用できる公園の整備や、公共施設のバリアフリー化、授乳室・おむつ替えスペースの普及など、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【施策の具体的内容】

①	子育てにやさしいまちづくり
②	こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり
③	公共施設等のバリアフリー化
④	子育てに適した住宅・居住環境の整備

① 子育てにやさしいまちづくり

- 公共施設等の受付において妊婦やこども連れの方を優先する「こどもファスト・トラック」や、民間企業等との連携により、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置を推進します。

② こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり

- 子育て家庭が安心して利用できるよう、県総合運動公園などの都市公園や、農業科学公園などの公の施設における施設や遊具等の整備、改修を行います。

③ 公共施設等のバリアフリー化

- 県有施設のバリアフリー化推進や、公共的施設を有する民間事業者等への啓発に取り組みます。
- 「おもいやり駐車場制度*」について、一層の普及啓発とともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、施設管理者等に継続的に働きかけを行います。

④ 子育てに適した住宅・居住環境の整備

- 公営住宅においては、子育て世帯向けの住戸（期限付き入居）の確保や子育て世帯に配慮した優先入居制度等を活用して、子育て世帯の入居機会の拡大を図るほか、子育てを担う世代が、安全でゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報を提供します。

* おもいやり駐車場制度：商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

【施策の方向性】

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

グローバル化の進行など社会が変化していく中で、それに対応した教育の推進など、未来の社会をけん引するこども達の育成が重要です。このため、異文化や多様な価値観等の理解、社会とのつながりを意識した学びやチャレンジ精神を育成する教育など様々な取組を推進し、将来宮崎で活躍できる人材を育成します。

【施策の具体的内容】

①	グローバル人材の育成
②	E S D教育*、S T E A M教育*、科学技術教育の推進
③	外国人のこども・若者等への教育の支援
④	アンコンシャス・バイアスの解消及び多様な性への理解促進に向けた取組

① グローバル人材の育成

- 本県と諸外国の青少年との相互交流や、J E T*青年の地域参加を通じた地域レベルでの国際交流、国際交流イベントや学校教育等における国際協力活動の啓発に取り組みます。
- 宮崎から世界へ挑戦し、地域や県内企業を支えるグローバル人材を育成するため、高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実に取り組みます。
- 各学校段階を通じた外国語教育の連携を図るとともに、国際理解の基礎となる地域や日本、外国の伝統・文化を大切にする教育や外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図ることで、グローバル人材の育成を推進します。

② E S D教育、S T E A M教育、科学技術教育の推進

- 総合的な学習（探究）の時間を中心として、社会とのつながりを意識した主体的な学びの機会を充実するなど、E S D教育に取り組みます。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「S T E A M教育」等の視点に立って、教科等横断的な資質・能力の育成を図ります。
- 宮崎の未来を切り拓く次世代人財の輩出のため、科学への興味・関心をもたせるイベント・ツアーや国内外の最先端の科学を学ぶ機会の充実に取り組みます。

③ 外国人のこども・若者等への教育の支援

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について、義務教育段階においては、市町村と連携し、指導教員の指導力向上研修を開催し、高校教育段階においては、指導員の配置を充実するなど、小学校から高校卒業までの連続性のある指導・支援体制を構築します。

④ アンコンシャス・バイアスの解消及び多様な性への理解促進に向けた取組

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、男女共同参画センターを中心とした講座の開催など、分かりやすい広報・啓発や情報提供などに取り組みます。

- 性的指向*やジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する理解を深めるため、研修会等の開催や啓発資料等の配布を通じて、教育・啓発活動の推進を図ります。また、性に悩んでいる児童生徒などへの相談体制の充実を図ります。

* ESD教育:Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略。持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する学習・教育活動。

* STEAM教育:Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学・ものづくり)、Arts (芸術・リベラルアーツ)、Mathematics (数学) の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

* JET:総務省、文部科学省、外務省及び自治体国際化協会の協力のもと、地方公共団体が諸外国の若者を地方公務員等として任用し、中・高校等における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的とするJETプログラム(「Japan Exchange and Teaching Programme」の略称)のこと。

* 性的指向:恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

* ジェンダーアイデンティティ:自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

【施策の方向性】

(4) こども・若者の健やかな育ちの実現

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などを防ぐためにも、妊娠・出産など健康管理に関する様々な取組が必要です。このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の観点から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、性に関する健康支援やこどもの生活習慣の改善に取り組みます。併せて、慢性疾病等を抱えるこども達の支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
②	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
③	こどもの生活習慣の改善・生活習慣病予防に向けた普及啓発
④	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

- ① プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
 - 男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り健康管理を行うよう促す、プレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組みます。
 - 思春期以降の女性が各ライフステージにおける健康状態に応じた自己管理が可能となるよう、がん教育を含む女性のヘルスケアの啓発に取り組みます。
 - 学校における専門医による講話等の実施や性に関する相談窓口の設置など、児童生徒が抱える健康課題に対応できる体制づくりを進めます。
- ② 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
 - 予期せぬ妊娠や死産・流産、性感染症等を含めた性と健康に関する悩みについて、相談支援を実施します。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療・教育等の関係機関が共通認識を持ち、連携して取り組めるよう努めます。
- ③ こどもの生活習慣の改善・生活習慣病予防に向けた普及啓発
 - 生涯にわたり健康を維持するため、生活リズムに連動した望ましい食習慣や運動習慣を身につけられるための取組を推進するほか、たばこやアルコール、薬物乱用による健康への影響について、こどもや保護者、地域社会の認識と理解を得るための普及啓発を推進します。
- ④ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
 - 小児慢性特定疾病を抱える児童の家庭に対し、医療費負担の軽減を図るとともに、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について健全育成及び自立促進を図るため、相談や訪問指導等の支援を行います。また、成人後も必要な医療を切れ目なく提供するため、小児期と成人期の医療従事者間の連携を図ります。

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちのこどもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【施策の方向性】

(1) こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や学習の機会・意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子ども達の権利や利益を脅かすとともに、社会的孤立や次代への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。こどもの貧困を解消し、連鎖を断ち切るため、その背景にある様々な社会的要因を踏まえながら、切れ目のない支援を推進します。

【施策の具体的内容】

①	教育の支援
②	生活の安定の支援
③	保護者の職業生活の安定と向上のための支援
④	経済的支援

① 教育の支援

- 「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。
- こどもが抱える貧困を含めた様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等の専門家の力を活用した各学校における相談体制を強化します。
- 教育の機会均等を保障するため、各種資金の貸付や授業料減免等により、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 生活困窮世帯やひとり親世帯のこどもに対して、民間団体等と連携して居場所づくりを含む学習支援に取り組みます。

② 生活の安定の支援

- 福祉事務所のほか、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。
- 貧困の状態にあるこどもが地域において孤立することを防ぐために、こども食堂など、住民が世代を超えて交流できる場を確保し、地域全体でこどもを見守り支える取組を支援します。
- こどもの貧困対策支援に携わる人材の育成や民間団体等への支援を行います。

③ 保護者の職業生活の安定と向上のための支援

- 貧困の状態にある世帯の生活を安定させるとともに、親の働く姿を見て育つことで、こどもの労働に対する意識を醸成し、貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保に取り組みます。

④ 経済的支援

- 貧困の状態にある家庭の生活を下支えするために、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。
- 意欲と能力のある学生等が経済的状況にかかわらず大学等への進学のお機会を得られるよう、奨学金制度や各種資金の貸付、授業料減免による支援を行います。

* スクールカウンセラー：様々な不安や悩みをもった児童生徒とその家族を心理の面からサポートする学校の専門スタッフ。

* スクールソーシャルワーカー：児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

【施策の方向性】

(2) 障がい児・医療的ケア児への支援

障がいのある子ども達が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送るためには、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援していくことが必要です。このため、療育支援体制の整備やサービスの充実を図るとともに、学習機会の充実を図るためのインクルーシブ教育の実現に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
②	障がい児を支援するサービスの充実
③	専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
④	インクルーシブ教育システム*の実現に向けた取組

- ① 地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
 - 児童発達支援センターが地域の中心となって、保育所等訪問支援などを活用しながら、保育所、児童相談所及び保健所等との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。
- ② 障がい児を支援するサービスの充実
 - 障がい児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実など、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を推進します。
- ③ 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
 - 医療的ケア児や重症心身障がい児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談支援や関係機関の相互の連携など、地域における支援体制の整備を進めるとともに、短期入所や在宅サービスの拡充に取り組みます。
 - 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図るとともに、支援のための中核的機能を有する体制を整備します。
- ④ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
 - 一人ひとりの特別な教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通級による指導*を中心に多様な学びの場の整備・充実を図るとともに、子ども達の達成感、自己肯定感を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。

* インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

* 通級による指導：通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。

【施策の方向性】

(3) 児童虐待防止対策の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるもので、決して許されるものではありません。こども達を虐待から守るため、家庭支援や相談体制の整備、受入体制の強化など、市町村や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の未然防止や早期発見など取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
②	親子関係の再構築支援
③	一時保護所の体制強化
④	こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
⑤	市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発

- ① こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
 - 母子保健から児童福祉まで一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の全市町村設置に向け、助言や運営費の支援を行います。
 - 子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、市町村と連携して、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業などの家庭支援事業を推進します。
- ② 親子関係の再構築支援
 - 親子関係の修復や再構築支援など、児童相談所が中心となり、こどもの意向等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう、家庭に対する支援を行います。
- ③ 一時保護所の体制強化
 - 一時保護児童のプライベートが守られるよう個室化を進めるとともに、一時保護児童が可能な限り原籍校へ通学できるよう里親等の一時保護委託先の確保に努めます。また、研修などによる職員の専門性の向上や、関係機関との連携などの体制強化を行います。
- ④ こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
 - 児童福祉司等の適正配置や研修による専門性の向上を図るほか、こども家庭ソーシャルワーカー*資格の取得を促進します。
 - 児童相談所と警察による合同訓練を定期的に行うことにより、こどもの安全を迅速かつ確実に確保できる連携体制を強化します。
- ⑤ 市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発
 - 市町村の児童虐待対応のスキルアップや連携強化を図るため、児童相談所職員が必要に応じたサポートを行い、こども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを進めます。
 - 市町村や警察などにより一層の情報共有を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見に繋がるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知広報を継続し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

* こども家庭ソーシャルワーカー：こどもや家庭を取り巻く複雑な課題に対応するために、児童福祉法に基づき令和6年度から創設された新たな公的資格。こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指すもの。

【施策の方向性】

(4) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援

保護者のいない、または保護者と暮らすことが適当でないこども達など、社会的養護を必要とするこども達が適切に保護され、健やかに暮らせる社会の実現を目指していく必要があります。このため、養育者との適切な愛着関係の形成や、里親制度の普及などにより、こども達の社会的孤立を防ぎながら、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	里親等委託の推進
②	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
③	児童養護施設等における人材育成
④	自立支援の強化
⑤	特定妊婦等に対する支援の強化

① 里親等委託の推進

- 里親登録者を確保するため、市町村と連携し、多くの人が集まるイベント等で説明会を実施するなど里親制度の普及啓発を行うとともに、児童相談所を中心に、こどもと里親のマッチングを迅速かつ丁寧に行い、こどもに最適な里親への委託を進めます。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設に対して家庭的環境に近い地域小規模児童養護施設の設置や、虐待等の予防的支援措置としての市町村の家庭支援事業の積極的な受託を促し、地域支援や在宅支援の充実を図ります。

③ 児童養護施設等における人材育成

- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに、専門研修機関への派遣を促すなど職員の資質向上に取り組みます。

④ 自立支援の強化

- 社会的養護自立支援拠点を中心に、関係機関と連携して、社会的養護経験者等が社会で孤立することがないように支援を行います。

⑤ 特定妊婦等に対する支援の強化

- 子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業により、生活に困難を抱える特定妊婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供するとともに、妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討を行います。

【施策の方向性】

(5) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、こどもの健やかな成長を妨げかねない比較的新しい課題です。また、ひきこもりは社会的孤立を招き、本人のみならず家族の日常生活にも支障を及ぼすなど深刻な問題です。いずれも顕在化しづらい問題であるため、早期把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の整備など支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	ヤングケアラーへの支援
②	ひきこもりへの支援

① ヤングケアラーへの支援

- 早期発見・支援につなげるため、教育分野や関係機関等との連携体制を構築するとともに、「子ども・若者総合相談センターわかば」での相談対応や社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組みます。

② ひきこもりへの支援

- ひきこもりで悩んでいる方やその家族を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」において、電話・面接相談や訪問支援を行うとともに、身近な地域でひきこもりの相談支援が受けられるよう、市町村によるひきこもり相談窓口の後方支援を行います。

【施策の方向性】

(6) こども・若者の自殺対策

社会全体のつながりが希薄化している中、いじめや学校内の人間関係、家庭内問題等を理由に、毎年自殺に追い込まれるこどもがいます。こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を作っていくため、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。このため、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育の推進や、悩み、不安を身近に相談できるための体制づくりに努めます。

【施策の具体的内容】

①	こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発
②	自殺予防教育の推進
③	電話・SNS等を活用した相談体制の整備

① こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発

- 県民一人ひとりが悩んでいる人に声かけを行う「ひなたのキズナ“声かけ”運動」や自殺予防の普及啓発活動について、こども達への周知に取り組みます。

② 自殺予防教育の推進

- こども達が「いのち」や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方に関する教育を推進します。また、教職員がこどものSOSに気づき、受け止め、関係機関につなぐことのできる研修を実施します。

③ 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- 精神保健福祉センターや市町村、こころの悩みへの対応を専門とするNPO・企業等と連携しながら、こども達が相談しやすい体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(7) 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組

自らの安全を十分に確保できない幼少期、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期など、子ども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。このため、性犯罪・性暴力対策や学校における安全教育、交通安全活動、道路交通環境の整備などの取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進
②	子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
③	通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備
④	防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進
⑤	学校等における子どもの安全の確保
⑥	非行防止・自立支援の推進

① 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進

- 子どもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるよう、情報リテラシー*の習得支援や子どもや保護者に対する啓発などに取り組みます。

② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「さぼーとねっと宮崎」において、被害を受けた子ども・若者の心身の負担を軽減するため、安心して相談、カウンセリング、医療などが受けられるよう総合的な支援を行います。
- 学校等で性犯罪及び性被害防止のための教育を行います。また、相談窓口で受けた相談への対応や、犯罪被害者等の精神的ダメージ軽減のためのカウンセリングなどの支援活動を関係機関・団体と連携して行います。

③ 通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備

- 子どもの安全な通行を確保するため、学校・教育委員会、警察、道路管理者等で連携し、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所において、歩道や防護柵等の交通安全対策や道路交通環境整備に取り組みます。
- 「ゾーン30プラス*」の整備や交通安全総点検等に基づく安全対策を実施するほか、信号灯器のLED化や交通安全施設等の整備を推進します。

- ④ 防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進
- こどもを交通事故から守るため、交通事故を様々な角度から総合的・科学的に分析し、分析結果に基づく街頭活動や安全教育、広報啓発等の交通事故防止対策を推進します。また、県交通安全実施計画に基づく活動を関係機関・団体と連携して実施し、チャイルドシート・シートベルトに加え自転車ヘルメットの着用率向上を目指します。
 - 学校等における防犯講話や不審者対応訓練等を通して、危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせる安全教育を行います。また、安全に関する情報の迅速な共有を図ることで、事故や犯罪の未然防止を推進します。
- ⑤ 学校等におけるこどもの安全の確保
- 保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化など、園舎等の整備を促進します。
 - 県立学校等の施設・設備について、安全・安心な環境を確保するため、老朽化（長寿命化）対策を推進するとともに、建物の非構造部材の耐震対策に取り組みます。
 - 市町村立学校の施設整備に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言を行います。
 - 防災や不審者侵入防止、新たな危機事象への対応等、地域や学校の特性に応じて実効性のあるものになるよう、学校安全計画と危機管理マニュアルの見直しを行います。
- ⑥ 非行防止・自立支援の推進
- 学校等で、非行防止教室、街頭補導活動、相談支援活動等を行うほか、非行に走るおそれのある少年やその保護者に対して立ち直りに向けた支援活動を推進します。

* 情報リテラシー：情報（Information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、印刷された文字だけでなく、見聞やインターネットの情報といった、各種の情報源を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

* ゾーン30プラス：生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30 km/h の区域規制のほか、ハンプやスムーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図る施策。

(ライフステージ別の施策)

施策の柱 4	安心して子どもを生き育てることができる環境づくり (こどもの誕生前から幼児期まで)
--------	--

【施策の方向性】

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

こどもの健やかな育ちには乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が必要ですが、本県においては少子化に伴い産科が減少するなど、厳しい状況にあります。このため、周産期医療体制等の整備を図るほか、不妊治療対策を強化するなど、県民が安心して子どもを生き育てられる環境づくりに取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化
②	周産期医療・小児医療体制の整備
③	産前産後の支援の充実と体制強化
④	乳幼児健診等の推進
⑤	産婦人科医・小児科医の確保・育成

① 妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化

- 男女を問わず性と生殖に関する健康上の問題や悩みを解決するため、性と健康の相談センター「スマイル」等において、思春期、妊娠・出産、不妊・不育症等のライフステージに応じた専門的な相談支援を行います。
- 不妊症の早期発見及び不妊治療への理解促進に向けた啓発を行うとともに、不妊検査・治療に要する費用を助成するなど、妊娠・出産を希望する方を支援します。
- 妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦等への身体的、精神的ケアや経済的支援を行います。

② 周産期医療・小児医療体制の整備

- 緊急時やハイリスク症例に備えたネットワークの強化を図るため、地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討やカンファレンス等に取り組みます。
- 個別の状況に応じた産後ケア事業の実施や分娩医療機関までのアクセスが困難な地域に居住する妊産婦への交通費支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 限られた医療資源で小児医療提供体制の維持を図るため、県内4地区をこども医療圏として、圏域内における初期、二次、三次救急医療体制を確保するとともに、休日・夜間等のこどもの急病等に関する相談体制の確保や適正受診の啓発等を行います。

③ 産前産後の支援の充実と体制強化

- 産後ケア事業について、必要とする方が希望するサービスを利用できるよう体制を整えます。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療等の関係機関が共通認識を持ち、取り組めるよう努めます。
- 里帰り妊産婦への切れ目のない支援の充実を図るため、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携を促進します。
- 妊産婦のメンタルヘルスや産前産後のケア、特定妊婦等への支援を行うために、関係者との協議会等を通じて、医師や保健師、助産師など、多職種によるネットワーク体制の強化を図ります。

④ 乳幼児健診等の推進

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として、新生児マススクリーニング検査の拡充と、スクリーニング検査の実施体制や治療体制の充実に取り組めます。また、新生児聴覚検査について、早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組めます。
- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるよう、市町村が行う1か月児及び5歳児を含めた乳幼児の健康診査を支援します。
- 感染症の発生予防のため、市町村や医師会と連携して、予防接種に関する正しい知識の普及、必要な情報の提供を行い、接種率の向上を図ります。

⑤ 産婦人科医・小児科医の確保・育成

- 周産期・小児医療体制の維持に必要な医師の養成・確保を図るため、医師修学資金の貸与をはじめとした関係者一体となったキャリア形成支援を行うとともに、産科・小児科に関しては専門研修資金貸与や産科医等の処遇改善支援等に取り組めます。

【施策の方向性】

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

乳幼児期は、こどもの将来にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、「愛着」の形成と、それを基盤とした豊かな「遊びと体験」の繰り返しが、こどもの健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイングの向上につながります。このため、専門的な立場でこどもの育ちを支える保育人材の育成や確保等に取り組むことにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

【施策の具体的内容】

①	幼児教育・保育の質の向上
②	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
③	保育人材の育成・確保・処遇改善

① 幼児教育・保育の質の向上

- 保育者の資質や能力の向上を図るため、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、新規採用者研修や中堅教諭等資質向上研修等、キャリアステージに応じた研修を実施します。
- 保育現場における喫緊の課題に対応するため、適切な保育や安全対策、食育・アレルギー対応など、保育施設のニーズに応じた研修を実施します。
- 県の幼児教育スーパーバイザーや市町村幼児教育アドバイザーが保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育・保育施設を訪問し、保育参観や園内研修を実施します。

② 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者が連携したカリキュラム・教育方法の充実・改善が進むよう、幼児教育センターによるカリキュラム作成支援や市町村の体制整備への助言、研修の充実等に取り組めます。

③ 保育人材の育成・確保・処遇改善

- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や就職準備金等の貸付について、対象者の拡充等を行うとともに、保育士支援センターにおける体制面・機能面を強化し、これまで以上に関係機関との連携や保育士・保育施設への相談支援等に取り組むなど、よりきめ細かな就職あっせんを実施します。
- 保育人材の安定確保や資質の向上を図るため、施設長等に対する労務管理研修を実施するとともに、更なる処遇改善について国への働きかけを行います。

【施策の方向性】

（1）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む重要な時期です。学校を単に学ぶだけの場とするのではなく、こどもにとって大切な居場所の一つとなるよう、学校生活の充実を図ることが必要です。このため、学力の向上や体力づくりなど、宮崎の未来を担う子ども達を育む教育を推進します。

【施策の具体的内容】

①	確かな学力を育む教育の推進
②	コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進
③	地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

① 確かな学力を育む教育の推進

- 主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育むため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業を推進します。
- 学力の向上を図るため、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチングなどに取り組みます。
- 学びに向かう力を育成する「ひなたの学び」を軸に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたこどもが主体となる授業改善を図り、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒の学力向上を図ります。

② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

③ 地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

- 運動・スポーツに親しむこども達を育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等を通じてスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- 児童生徒の体力の向上を図るために、各学校が作成したスクールスポーツプランに基づく計画的な授業づくりや授業外における実践、体力づくり優良校の表彰などに取り組みます。

* コミュニティ・スクール：校長・教職員、保護者代表、地域住民代表等で構成する「学校運営協議会」を設置し、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み。

* 地域学校協働活動：地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働してこども達の学びや成長を支える活動。

【施策の方向性】

(2) こどもの居場所づくり

全てのこどもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体でこども達を支えていく取組の推進が必要です。このため、地域で交流できる場を新たにつくり、こどもを見守る取組を進めていくほか、依然として待機児童が多い放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども食堂やフードバンクなどの取組への支援
②	放課後児童対策の取組強化

- ① こども食堂やフードバンクなどの取組への支援
 - こどもを誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、官民の連携・協働を重視しながら、こども食堂や、こどもの居場所の安定的な運営に寄与するフードバンク等の取組を支援し、持続可能なこどもの居場所づくりを推進します。
 - 新たな居場所づくりの担い手を支援するため、コーディネーターによる立ち上げ時のサポートや情報提供など、円滑な立ち上げを支援します。
- ② 放課後児童対策の取組強化
 - 市町村に対して放課後児童クラブの施設整備や運営にかかる経費を支援するとともに、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施します。
 - 待機児童の解消に向け、市町村と連携しながらより実行性の高い取組を行うなど、放課後児童の居場所の確保に努めます。
 - 国の放課後児童対策パッケージによる放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を進めることで、双方でこども達の情報を共有し、よりきめ細かな支援に繋げるほか、様々な体験活動の機会の提供による放課後児童の居場所の多様化を推進します。

【施策の方向性】

(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

少子化に伴う学校規模の縮小や、学校の統合など、地域との結びつきが希薄となる中、生活経験の少ないこどもにとって、地域と連携し愛着を育む教育が重要です。このため、こども達が社会の中で主体的に行動できるよう、自立に必要な知識の習得や「みやざき愛」の醸成、キャリア教育*に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進
②	ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
③	消費者教育・金融経済教育の推進
④	キャリア教育・職業教育の推進

- ① 郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進
 - 児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、総合的な学習（探究）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りと愛着を育む教育を推進します。
- ② ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
 - 若い世代が結婚や子育て、ワークライフバランス*等、将来のライフデザインを描くことができるよう、セミナーやワークショップを実施します。また、参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出します。
- ③ 消費者教育・金融経済教育の推進
 - お金や物の価値、インターネットの使い方の注意点を学習するなど、児童生徒が知識として身につけ、自立した消費者として成長するため、出前講座等により消費者教育を推進します。
 - 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入等、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、金融広報委員会と連携し、金融広報アドバイザーの派遣に関する案内や、金融経済教育に係る取組の県内への発信など金融経済教育を推進します。
- ④ キャリア教育・職業教育の推進
 - こども達が自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センター*の充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して体験的・実践的なキャリア教育を推進します。
 - こどもが熟練技能者と交流し匠の技に触れる技能体験の場を提供し、技能に対する興味・関心を高め、産業を支える技能者としての職業観に触れる機会を確保します。
また、技能検定制度の普及促進を図るほか、産業技術専門校における技能者の育成をはじめ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組みます。
 - 将来、宮崎で活躍できる人材を育成するために、生徒の発達段階に応じた県内企業の魅力や働きがいに触れる機会を創出することで、これまで以上に地元企業への就職促進に取り組みます。

* キャリア教育：児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

* ワークライフバランス：働く人が仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

* キャリア教育支援センター：地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。

【施策の方向性】

(4) いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない深刻な問題です。また、コロナ禍の影響もあり増加傾向にある不登校は、本人、家庭、学校など様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものです。このため、いじめの未然防止教育を推進するとともに、不登校の早期解決が図られるよう、スクールカウンセラー等の充実により相談支援体制を強化します。

【施策の具体的内容】

①	いじめ防止対策の強化
②	不登校の子どもへの支援
③	高校中退の予防、高校中退後の支援

① いじめ防止対策の強化

- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。
- いじめの未然防止に向け、「宮崎県いじめ問題子供サミット」を開催するなど、いじめの未然防止取組推進校における児童生徒の主体的な取組を支援します。
- 深刻化するネットトラブル等への対応として「ひなた子どもネット相談」や「ネットパトロールの実施」など、未然防止や教育相談体制の充実に努めます。

② 不登校の子どもへの支援

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの学校の専門スタッフの配置を拡充するなど、学校の相談体制を強化します。
- 県教育支援センター「コネクト」において、児童生徒及びその保護者への学習や相談活動等による直接支援や、学校の支援体制に対する助言などの間接支援の充実に推進するとともに、市町村教育支援センターやフリースクール*等の民間団体との連携を進めます。

③ 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 中途退学の未然防止策として、生徒指導や教育相談、キャリア教育等の日常的な教育活動を通じて、生徒一人ひとりに応じた指導・支援に取り組みます。また、中途退学後の支援として、生徒や保護者に寄り添い、就学や就職を支援します。

* フリースクール:明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

【施策の方向性】

（１）新規学卒者・若者への就職支援

若者が将来への展望を持ち、結婚や子育てなど希望のライフプランを実現させていくためには、雇用の安定など、経済的に不安なく生活できる環境が必要です。このため、不本意な早期離職を抑制し、キャリアの早い段階から職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、新規学卒者等への就職支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	新規学卒者等への支援
②	若者への就職支援
③	リスキリング*の推進

① 新規学卒者等への支援

- 高校生向けと大学生等向けの2つの就職総合情報サイトやSNSを活用し、県内企業の紹介や就職関連情報、宮崎で働く良さ等を情報発信するとともに、大学等に進学した学生の保護者向けに就職情報等を提供します。
- 高校の学年ごとに職業体験ガイダンスや企業説明会等の取組を実施するとともに、大学生等と受入企業のマッチングを行うウェブサイト「みやざきインターンシップNAVI」の活用により、県内企業での大学生等のインターンシップ参加を進めます。

② 若者への就職支援

- 大学等卒業予定者や一般求職者を対象に、対面やオンラインでの就職説明会を開催し、県内企業とのマッチングの機会を提供するとともに、「ヤング」OBサポートみやざきにおいて、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。

③ リスキリングの推進

- 地域経済をけん引する産業人財を育成するため、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付ける人材育成プログラム「ひなたMBA」を実施します。
- 事業主等が雇用する労働者の技能向上を図るために自ら行う、認定職業訓練等の在職者訓練を支援します。

* リスキリング:技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために、業務上で必要とされる新しい知識やスキルを学ぶこと。

【施策の方向性】

(2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり

本県にとって若者、特に女性の県外流出は大きな課題であり、若者や女性が、暮らし、働くことの楽しさや幸せを実感できるよう環境整備を進めることが重要です。このため、魅力ある雇用の創出やU I Jターン*の更なる促進など、若者が宮崎で希望のライフプランを描き、定着に結びつく施策の取組を強化します。

【施策の具体的内容】

①	移住・U I Jターンの推進
②	若者・女性が魅力ある職場として選び、定着につながる企業の立地の推進
③	若者・女性の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興
④	賃金水準の改善及び正規雇用割合の向上のための取組
⑤	企業等における女性の活躍推進

① 移住・U I Jターンの推進

- 就業に伴う移住や18歳未満の子どもを帯同した移住及び若い世代を含めた地方移住の関心の高まりを捉えた移住を推進するとともに、学生を対象とした地方への就職活動に要する経費の負担軽減や住居支援、移住後のフォローアップなど、一貫した支援に取り組みます。
- 移住・U I Jターン希望者が必要とする生活と仕事の情報を一元的に提供する「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」において、マッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を活用しながら、県内就職に関する相談対応や職業紹介を実施します。

② 若者・女性が魅力ある職場として選び、定着につながる企業の立地の推進

- 若者・女性等が活躍できる雇用の機会を創出するため、情報関連産業や半導体関連産業等の重点産業分野を中心とした企業立地を推進するとともに、本社機能の移転・拡充を促進します。

③ 若者・女性の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興

- ビジネスプランコンテストの開催や地域の魅力向上につながる起業を支援するほか、事業計画の策定など商工会議所・商工会等で行う創業支援の取組を支援します。

④ 賃金水準の改善及び正規雇用割合の向上のための取組

- 中小企業・小規模事業者における賃金水準の改善を目的として、生産性向上等による「稼ぐ力」の向上や適正な価格転嫁を推進します。
- 正規雇用を希望する若者等を支援するため、「ヤング」OBサポートみやざき」等において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。

⑤ 企業等における女性の活躍推進

- 女性はもちろん、男性も生き生きと働くことができる環境づくりを進めるため、関係機関や行政で組織する「みやぎ女性の活躍推進会議」において経営者等を対象とした研修会開催など活動強化を図るとともに、女性活躍に関し各企業の抱える課題を解決するためのアウトリーチ型の支援に取り組みます。
- 女性の活躍に関する状況が優良な企業を認定する制度「えるぼし認定」の推進など、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業を支援します。
- 就業を希望する女性を対象とする相談窓口を設置し、就職支援のための各種セミナー、就職面談会の開催や、求職者と求人企業のマッチング支援などを実施します。
- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、テレワークに向けたデジタル技術の導入や建設現場等における快適トイレの設置などの環境整備を促進します。

* U I Jターン: Uターンはふるさとを出て都市圏等へ就職・就学していた人がふるさとへ帰り就職すること。Iターンは都市圏出身者が地方へ就職すること。Jターンは、大都市に就学・就職していた人がふるさとの近くの都市で就職すること。

【施策の方向性】

(3) 出逢い・結婚支援の充実・強化

ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでいることに加え、コロナ禍の影響で近年婚姻数が大きく減少しています。このような状況に歯止めをかけるため、様々なイベント等の開催による出逢いの機会の創出を図るほか、若い世代が結婚に対してポジティブなイメージを持てるよう気運醸成に取り組むなど、出逢い・結婚支援を強化します。

【施策の具体的内容】

①	出逢いの機会の創出をはじめとした支援
②	結婚に対するポジティブイメージの醸成
③	結婚に伴う負担の軽減

① 出逢いの機会の創出をはじめとした支援

- みやざき結婚サポートセンターを運営し、出逢いや結婚を希望する男女の1対1のマッチングをサポートするほか、イベントの開催、民間企業が運営するマッチングアプリ等の結婚支援サービスの利用促進などを通じて、多様な出逢いの機会を創出します。
- 民間企業が実施する結婚支援イベント等の情報をSNSや県ホームページに掲載するなど、出逢いを希望する方などへの情報発信を行います。
- 結婚支援コンシェルジュを配置し、県、市町村、企業・団体における出逢い・結婚支援の取組を支援するなど連携強化を図ります。

② 結婚に対するポジティブイメージの醸成

- 若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、メディアと連携した戦略的な広報や著名人の起用、イベントの開催等により、ポジティブなイメージを発信して、ひいては出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。
- 若い世代が結婚や子育て、ワークライフバランス等、将来のライフデザインを描くことができるよう、セミナーやワークショップを実施します。また、参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出します。

③ 結婚に伴う負担の軽減

- 国や市町村と連携し、結婚に伴う住宅取得費用や引っ越し費用等を補助するなど、新婚夫婦がスムーズに新生活を始められるよう支援を行います。

(子育て当事者等への施策)

施策の柱 7 子育て支援の充実

【施策の方向性】

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに関する不安や負担として最も大きいのが「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感です。これまでも、幼児教育・保育の無償化（令和元年～）や児童手当の拡充（令和6年～）など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、国にも強く対策を求めてきたところですが、引き続き、子育て当事者の声を聴きながら、取組の充実に努めます。

【施策の具体的内容】

①	児童手当支給による経済的支援
②	幼児教育・保育料の負担軽減
③	こども医療費の負担軽減
④	高校生等への授業料・教育費の負担軽減
⑤	高等教育費等の負担軽減

- ① 児童手当支給による経済的支援
 - 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当を支給します。
- ② 幼児教育・保育料の負担軽減
 - 幼稚園、保育所及び認定こども園等の利用料の更なる軽減に取り組むとともに、完全無償化の早期実現について国への働きかけを行います。
- ③ こども医療費の負担軽減
 - 市町村と連携して乳幼児医療費助成制度の安定的な運営に努めるとともに、全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について国への働きかけを行います。
- ④ 高校生等への授業料・教育費の負担軽減
 - 全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、公立学校授業料相当額（私立高等学校等の場合は所得に応じて加算）の助成を行うほか、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給します。
- ⑤ 高等教育費等の負担軽減
 - 就学支援制度や奨学金など、進学を希望する人のための支援制度について、広く周知を行うとともに、県内企業に就職した学生等に対して、在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援金を給付します。

【施策の方向性】

(2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進

各家庭が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中でそれぞれの家庭のニーズに応じた支援が受けられることが重要です。このため、市町村と連携し、子育て支援事業の充実や適切な情報提供を図るとともに、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備を促進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て相談支援体制の推進
②	安心して子育てができる多様な保育ニーズに対応した取組の支援
③	病児保育の利用促進
④	地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進
⑤	子育て支援に携わる担い手の養成
⑥	家庭教育支援の推進

① 子育て相談支援体制の推進

- 子育て世帯の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に交流できる場の提供や交流の促進を図るほか、こども家庭センター等の活用により、子育てについての相談や情報提供を行います。

② 安心して子育てができる多様な保育ニーズに対応した取組の支援

- 保護者の就労の有無にかかわらず一時的に乳幼児を受け入れる一時預かりや、通常の保育時間を延長して乳幼児を預けることができる延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応した取組を支援します。
- 保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育所等におけるおむつの定額利用や使用済みおむつの処分を推進します。

③ 病児保育の利用促進

- 自宅での保育が困難な病気のこどもを一時的に預かる病児・病後児施設について、市町村と連携して更なる設置を促進するとともに、利用料を助成します。

④ 地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進

- 乳幼児や子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、会員数及び利用者数の増加を図るため、市町村と連携した広報周知を行います。

⑤ 子育て支援に携わる担い手の養成

- 保育園、一時預かりなど保育現場で従事する子育て支援員を養成するため、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施します。

⑥ 家庭教育支援の推進

- 家庭教育に関する学習機会（みやざき家庭教育サポートプログラム*等）の充実を図るとともに、家庭教育支援に係る地域のキーパーソンによる家庭教育支援体制を整備します。

* みやざき家庭教育サポートプログラム:参加者同士が交流しながら、親としての役割やこどもとの関わり方、地域の親子の支援の仕方についての気づきを促すことをねらいとした学習プログラム。

【施策の方向性】

(3) ひとり親家庭への支援

母子世帯の約半数が平均月収 15 万円未満にあるなど、本県のひとり親家庭は厳しい経済状況にあり、子どもにとって不利益が生じることがないように、子育てを支えていくことが必要です。このため、経済的支援や就労支援によりひとり親家庭の生活を安定させていくとともに、教育支援など、子ども達の学習機会の充実を図ります。

【施策の具体的内容】

①	ひとり親家庭への経済的支援
②	ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
③	ひとり親家庭の就労支援
④	ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援
⑤	ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化

① ひとり親家庭への経済的支援

- 生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。
- 生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。
- ひとり親家庭が養育費の支払いを適切に受けることができるよう支援します。

② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- 一時的に家事援助や保育等が必要となったひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣して児童の世話をを行うことにより、ひとり親家庭の子育てや生活を支援します。

③ ひとり親家庭の就労支援

- 貧困の状態にあるひとり親家庭が、より良い就業によって安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。
- 就業支援策を活用して就職する場合、必要な資金の貸付等を行います。

④ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援

- 民間団体や社会福祉協議会等と連携しながら学習支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関と連携して適切な指導援助を行います。
- 「桜さく成長応援ガイド」などにより、経済的な理由で進学のをあきらめることのないよう、支援制度の周知を図ります。

⑤ ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化

- ひとり親家庭の相談支援を行う母子・父子自立支援員を各福祉事務所に配置し、ひとり親が安心して相談できる体制を確保します。

【施策の方向性】

(4) 子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進

子育てにおいては、親子間や保育従事者との直接的なつながりによる愛着形成が何よりも重要です。一方で、子育てを取り巻く環境にも着実にデジタル化の波は浸透しており、子育てをより楽しく、安全・安心なものとなるよう、デジタル技術を手段として適切に活用していくことが必要です。このため、SNS等により必要な情報や支援をタイムリーに発信していくとともに、母子保健情報や保育現場のデジタル化を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て支援情報の総合的な提供
②	母子保健のデジタル化や保育DXなどこども政策DXの推進

① 子育て支援情報の総合的な提供

- 子育て支援にかかる必要な情報や支援が届くよう、SNSや子育て支援ポータルサイト「すくすくみやぎ」をとおして、妊娠・出産や子育て等の各段階に応じた支援情報や関連イベント情報等を提供します。

② 母子保健のデジタル化や保育DXなどこども政策DXの推進

- 住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有による健康管理の充実や母子保健事業の充実を目指すとともに、子育て支援制度を網羅的に集約化したデータベース「子育て支援制度レジストリ」の活用による子育て支援制度の利用促進などこども政策のデジタル化と利活用を進める市町村を支援します。
- 保育現場の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、給付事務のオンライン化・自動計算等による事務処理の軽減やICTの導入による保育の安全性の向上など保育DXを推進します。

【施策の方向性】

(1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援

男性の家事・育児への参画は以前より進んできましたが、諸外国と比べ、依然として低い水準にあります。男性の家事・育児への積極的な参画を促す取組を官民一体となって推進するとともに、共働き・共育ての第一歩である男性の育児休業取得を促進し、「男性育休は当たり前」になる社会の実現を目指します。

【施策の具体的内容】

①	男性の家事・育児への参画促進
②	男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

① 男性の家事・育児への参画促進

- 家事・育児に関するパパ向けワークショップや、県内企業と連携した親子で楽しめる参加型イベントの開催などにより、企業や県民の子育てへの気運を醸成します。

② 男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

- 男性の育児休業取得を促進するには、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる職場環境づくりが重要であるため、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給するとともに、経営者等向けセミナーを開催します。

【施策の方向性】

(2) 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立していくには、長時間労働の是正や子育て当事者が希望する柔軟な働き方の実現といった企業の働き方改革を進め、従業員が家事・育児に取り組める時間を確保していく必要があります。このため、企業に対する意識啓発や自主的な取組の促進を図り、従業員が気兼ねなく様々な制度を利用できるよう働きやすい職場づくりを推進します。

【施策の具体的内容】

① 仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり

- ① 仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり
 - 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度「ひなたの極（きわみ）」や「仕事と生活の両立応援宣言」の推進により、県内事業所の働き方改革を支援するとともに、ワークライフバランス促進セミナー等を開催します。
 - 多様な働き方と子育ての両立支援を促すため、宮崎労働局と連携し、「労働みやざき」等により支援制度の周知を図ります。

【施策の方向性】

(1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

県ではこれまで、こどもと子育て家庭を社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んできましたが、令和5年から「出逢い・結婚応援」の視点を新たに加え、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開しています。引き続き、結婚・子育てなど、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎の実現に向けて、県民や企業の皆さんと共に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
②	子育て支援団体や企業等の取組支援

- ① 出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
- 県民、行政、企業、関係団体等が、少子化の現状に対する共通認識を持った上で、一体となって社会全体で出逢いや子育てを応援し、気運の醸成を図る「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を広く展開し、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりを推進します。
 - 若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、メディアと連携した戦略的な広報や著名人の起用、イベントの開催等により、出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。
- ② 子育て支援団体や企業等の取組支援
- 「子育て応援フェスティバル」等を通じて、子育て支援団体の取組について情報発信を行うとともに、団体間のネットワークの強化を図ります。
 - 地域において、出逢いイベントの開催や子育て家庭の交流の場づくりなど、出逢い・結婚や子育ての環境整備に取り組んでいる企業や団体を支援します。
 - 民間企業との連携により、子育て家庭へのお得なサービスや特典など子育て応援サービスを提供する取組を推進し、県民一体となって子育て家庭を支援する気運を醸成します。

【施策の方向性】

(2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なることから、地域ごとの課題を明確化し、それに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策の推進が重要です。このため、市町村と連携し、それぞれの課題の明確化や取組を支援します。

【施策の具体的内容】

① 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

- ① 「地域アプローチ」による少子化対策の推進
 - 市町村ごとの結婚・子育て環境データを比較分析した「見える化ツール」の活用や専門家の派遣により、課題の明確化や「気づき（着眼点）」の生成を促すなど、市町村の施策形成を支援します。
 - 効果的な少子化対策の推進には、地域の実情に応じた取組の推進が重要であるため、結婚や子育てに関する地方公共団体の取組を国が支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、効果的な少子化対策を推進するとともに、全市町村の交付金活用に向け支援します。

2 成果指標の設定

計画に掲げる施策の成果を評価・点検する指標として、5つの重点成果指標、33の個別成果指標を以下のとおり設定します。

重点成果指標

成 果 指 標	現況値	目標値
将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこどもの割合	68.0% (R6年度)	80.0% (R11年度)
安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しんでいると感じられる県だと思う人の割合	73.9% (R5年度)	80.0% (R11年度)
合計特殊出生率	1.49 (R5年)	1.8台 (R11年)
男性の育児休業取得率	36.4% (R5年度)	76.0% (R11年度)
生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率	88.1% (R5年度)	94.0% (R11年度)

個別成果指標

成 果 指 標		現況値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
こども達の権利擁護・意見の反映			
①	先生や友達が自分や友達によさや違いを認められるなど、人権が尊重されている学校になっていると答えた児童生徒の割合	小 92.4% 中 89.5% 高 90.0%	小 93.1% 中 90.9% 高 89.1% (R8年度)
未来を切り拓くこども達への支援			
②	読書が好きだと答えた小中高児童生徒の割合	小 85.6% 中 69.1% 高 72.3%	小 87.9% 中 74.9% 高 78.5% (R8年度)
③	おもいやり駐車場制度協力区画数	3,018 区画	3,300 区画
④	赤ちゃんの駅設置数	472 施設	532 施設
⑤	県内高校生の留学者数（短期・長期留学）	194 人	400 人 (R8年度)
⑥	性別によって役割を固定化すべきでないとする人の割合	63.6%	75.0% (R8年度)
⑦	県内の中高生に占める思春期健康教育を受講した生徒の割合	12.0%	18.3%

困難な環境にある子ども達への支援			
⑧	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数	12 市町村	26 市町村
⑨	こども家庭センターの設置市町村数	13 市町村	26 市町村
⑩	地域小規模児童養護施設の設置か所数	8 か所	19 か所
⑪	里親等委託率	11.5%	38.0%
⑫	自立援助ホームの設置か所数	3 か所	7 か所
⑬	公立学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率	50.9%	100%
⑭	こども(中学生以下)に対する交通安全教室の実施回数	1,343 回	1,500 回
安心して子どもを産み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)			
⑮	妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数	7 医療機関	7 医療機関(維持)
⑯	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町村数	20 市町村	26 市町村
⑰	幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている幼児教育・保育関係施設の割合(ステップ3・4の割合)	25.0%	100%
宮崎の未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期)			
⑱	全国学力調査における全国との平均正答数の比較(全国を100とした指数)	小 97.9 中 94.5	小 103.0 中 103.0 (R8年度)
⑲	放課後児童クラブの施設数	294 施設	329 施設
⑳	将来の職業や生き方を考えている中学3年生の割合	87.3%	90.0% (R8年度)
㉑	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者の割合	小 97.1% 中 97.1% 高 91.8%	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% (R8年度)
若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期)			
㉒	県内高校新卒者の県内就職割合	63.8% (R5年3月卒)	70.0% (R8年3月卒)
㉓	社会動態 ※前年10月1日から当年9月30日までの1年間の社会動態	全体：-1,165人 15～29歳： -2,486人 (R5年)	全体：0人 15～29歳： -2,000人台 (R8年)
㉔	県内民間事業所の管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	24.3%	30.0% (R8年度)
㉕	みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数(累計)	148 組	255 組

子育て支援の充実			
②⑥	平均理想こども数と平均予定こども数の差	0.19 人	0.15 人
②⑦	病児保育事業実施施設数	32 施設	41 施設
②⑧	高等職業訓練促進給付金を活用して就業につながったひとり親の数（割合）	4 人 (100%)	30 人 (100%)
②⑨	子育て支援ポータルサイトの閲覧者数	20,337 人	26,000 人
共働き・共育での支援			
③⑩	仕事と生活の両立応援宣言企業の登録数	1,616 件	2,216 件
こどもと子育てにやさしい社会づくり			
③⑪	ひなたの出会い・子育て応援運動参加団体数	240 団体	1,000 団体
③⑫	子育て応援カードの登録店舗数	1,624 店舗	1,900 店舗
③⑬	地域アプローチによる少子化対策に取り組む市町村数	7 市町村	26 市町村